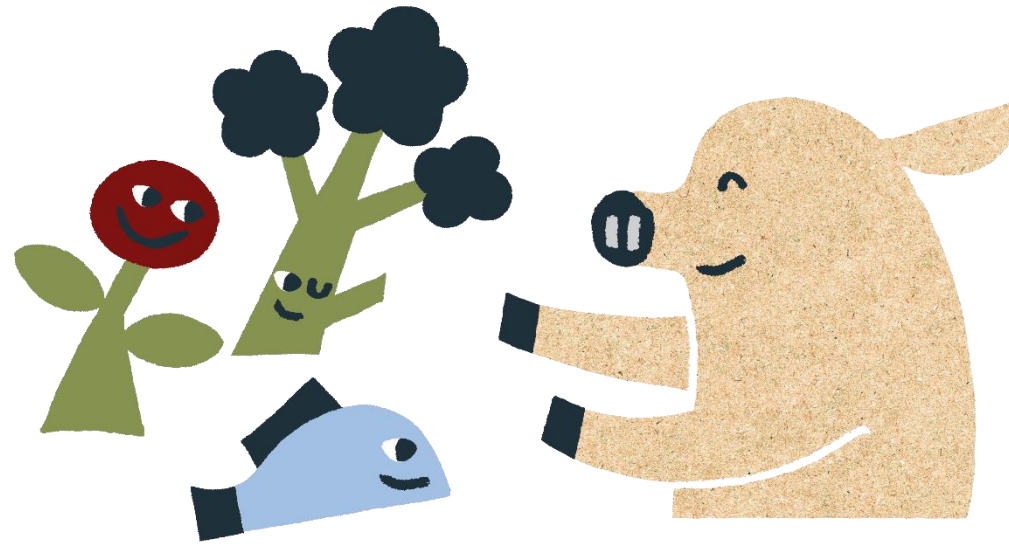


山口市COOL CHOICEキャラクター「選ぶー」等の 利用に関する Q&A



山口市

Q1 イラストや写真を使用すると料金が発生しますか。

A1 発生いたしません。

Q2 申請書の提出はEメールでも良いですか。

A2 申請書は、郵送または持参のほか、Eメールによる提出も可能です。Eメールで提出される場合は、申請書類一式をPDF等により添付し、以下のメールアドレス宛に送信してください。

(Eメール:kankyo@city.yamaguchi.lg.jp)

Q3 申請書の印鑑は何を使えばいいでしょうか。

A3 押印は不要です。

Q4 どのような場合、変更申請が必要となりますか。

A4 使用承認後にデザインやサイズ等が変更になった場合には、変更申請が必要です。なお、使用期間は変更申請できません。

Q5 デザインの画像データは、どのように入手できますか。

A5 申請時はHPで公開しているPDFから入手してデザイン案を作成してください。承認後、申請者様から御連絡いただきましたら、必要なデータ(JPEG・AI のいずれか)を送付いたします。

Q6 使用期間に制限はありますか。

A6 使用期間は1年以内となります。

Q7 子どもが選ぶーの絵を描きたいのですが、申請が必要ですか。

A7 個人使用の範囲ですので、申請は不要です。なお、幼稚園等が環境学習の一環として、絵を描いていただくことも自由ですが、イベントのお出迎え用看板など、一般の方等に見てもらうことを目的とする場合は、申請または届出が必要となります。様々なケースが考えられますので、ご相談ください。

Q8 幼稚園内に、園児への呼びかけとして、「ごみを分別しよう」などの掲示物を作成する際に、選ぶーを使用したい場合も、申請が必要ですか。

A8 園内などにおける環境学習の一環としての使用目的であれば、申請は不要です。

Q9 吹き出し等により、選ばーに発言させることはできますか。

A9 可能です。ただし、「山口市COOL CHOICE」のイメージを損なうものや、特定の企業や商品等をおすすめするような発言をすることはできません。

Q10 企業の内部資料に選ばーを使用する場合、申請が必要ですか。

A10 企業内で協議資料等に使用する場合は、申請は不要です。